

証券コード 2998  
2022年6月15日

株主各位

東京都台東区東上野二丁目13番2号  
クリアル株式会社  
代表取締役社長 横田 大造

## 第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。なお、委任状用紙は「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいます。賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折返しご返送くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月30日（木） 11時00分
2. 場 所 東京都台東区東上野二丁目21番11号  
上野ターミナルホテル 会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第11期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第11期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

各議案の概要は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（48頁から56頁まで）に記載のとおりであります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://stg-corp.creal.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う長期間の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響を受けて個人消費のサービス支出減少やその影響を受ける業種の企業業績に弱さがみられましたが、ワクチン接種の進展等を受けた規制の緩和により持ち直しの動きが見られ、感染対策を継続しながらも正常化に向かう兆しが見られました。海外経済におきましても持ち直しの動きが見られますが、年明け以降は米国を中心とするインフレ抑制のための金融引締め、日米金利差拡大と円安進行、ウクライナ情勢に起因する原油価格等の高騰など、新たな不透明性の影響にも注視する必要があります。

当社グループが属する不動産クラウドファンディング業界及び不動産投資を通じた資産運用業界におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛や国境を超えた移動の制限等により、ホテルの稼働率低下や商業施設の時短営業など影響が長期化するセグメントがあった一方で、安定的な需要が見込まれるレジデンスや物流施設には投資資金が流入しました。例えば、マンション市場におきましては、2021年の取引件数はコロナ禍以前の水準まで回復し、財政出動による市場の潤沢な資金を背景に平米単価と不動産価格指数は上昇傾向を維持しています。当社グループの属する業界はコロナ禍による経済の先行きや新常態への移行と、国内外の金融情勢の変化が及ぼす影響について、今後も注視する必要があります。

こうした環境の中、当社グループは、「CREAL」において、東京23区のマンション、ホテル、保育園等を投資対象とした不動産ファンドをオンラインで提供することで登録会員数及びGMV(※)の拡大を図るとともに、これらの対象不動産を着実に売却し、クラウドファンディング投資家への配当を確保しつつ、当社利益の増加につなげました。「CREAL Partners」では、区分レジデンスの販売本数を伸ばし、付随する賃貸管理物件数の増加につなげることで収益の拡大を図りました。そして「CREAL Pro」においては、「CREAL」で組成した一棟レジデンスファンドを中心とするポートフォリオを海外機関投資家へ一括バルク売却を実施し、そしてさらに当該物件管理について「CREAL Pro」としてアセットマネジメント業務を受託する等、事業間のバリューチェーンを創出した取引を実施しております。また、国内投資家及び海外機関投資家

等を対象に国内ヘルスケアアセットを対象とした不動産ファンドを組成することによりファンド組成手数料およびアセットマネジメント・フィーの増加につなげることができました。一方で、「CREAL」の事業拡大に伴い先行投資も含めた人員の拡充が進み、人件費が大きく増加をいたしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は10,581,003千円（前年同期比48.2%増）、営業利益313,700千円（前年同期比70.6%増）、経常利益256,973千円（前年同期は142.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は172,420千円（前年同期は243.2%増）となりました。

※ GMVとは「流通取引総額：Gross Merchandise Value」の略であり、「CREAL」においてファンド組成のため投資家から調達した資金額をいいます。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は78,666千円となりました。主としてホテル設備であります。

## (3) 資金調達の状況

当社は効率的で安定した運転資金の調達のため、200,000千円のコミットメントライン契約を株式会社東日本銀行と締結いたしました。また、物件の購入に充てるため、金融機関より短期借入228,700千円、長期借入79,498千円の資金調達を実施しております。

## (4) 対処すべき課題

① 不動産ファンドオンラインマーケット「CREAL」の認知度の更なる向上  
事業の成長のためには、不動産ファンドオンラインマーケット「CREAL」の登録会員数増加とそれに伴うGMVの継続的な増加が不可欠です。サイトを魅力的に保つための創意工夫を継続的に実践していくとともに、各種マーケティング活動を通じて、更なる認知度の向上と登録会員数及びGMVの増加を図っていく必要があります。

### ② 良質な不動産投資案件の仕入れ

投資家に対して安定的なリターンを創出し、かつ売却時にキャピタルゲインを獲得できる良質な不動産を安定的に仕入れることは、不動産ファンドオンラインマーケット「CREAL」登録会員数及びGMVの増加と利益確保のために非常に重要なファクターとなります。当社の投資物件の情報入手は、当社開発の物件仕入ツール「CREAL buyer」から収集した投資物件情報からのスクリーニングや、事業提携をしているパイプライン提供企業からの日常的な情報提供によります。「CREAL buyer」の認知度拡大とともに、

ホテル・介護施設・病院・保育園、デベロッパー等といった運営会社を始めとするパイプライン提携企業を増やし、継続的にネットワークを拡大していくことが案件の安定的な確保のために重要と考えています。良質な不動産投資案件の仕入れは「CREAL Partners」及び「CREAL Pro」においても重要な課題であり、同様の取り組みを通じて案件の拡充をしていく方針です。

### ③ 新規許認可の取得

当社は不動産特定共同事業法に基づく第三号及び第四号事業者(※)としての許可につき金融庁および国土交通省へ申請中となります。当該許可を取得することにより、外部のSPCを利用したクラウドファンディングでの案件組成が可能となります。外部のSPCにてクラウドファンディングを活用することで、「物件のオフバランス化」「金融機関・機関投資家のファンドへの参画」が期待され、より大型の案件組成も可能となることから、早期の許認可取得を目指し体制整備を行っております。

※ 不動産特定共同事業法二条4項3号・4号に掲げる行為を業とする事業者

### ④ 優秀な人材の確保と育成

当社グループは今後の事業の拡大のために優秀な人材の確保・育成が重要な課題であると認識しております。そのため、継続的に業界経験者を中心とした中途採用を行っております。また、入社した社員に対しては定期的に社内の研修プランに従った研修・教育を実施することによりその育成に取り組んでおります。今後も継続的に採用を進め、社員への研修・教育制度の質を高めていくことで、優秀な人材の確保と育成を推進する方針であります。

### ⑤ 内部管理体制の強化

当社グループの更なる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要な課題となります。当社グループは、監査役及び内部監査室の連携、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制の一層の強化に取り組んでいく方針であります。

### ⑥ 財務基盤の強化

当社グループにおいて、新たなサービスの新規開発に取り組むため、また良質な不動産を安定的に仕入れるためには、手許資金の流動性確保が重要であると認識しております。このため、金融機関との良好な取引関係の構築や、内部留保の確保を継続的に行い、財務基盤の強化を図ってまいります。

## (5) 財産および損益の状況

区 分	第9期 2020年3月期	第10期 2021年3月期	第11期 当連結会計年度 2022年3月期
売上高 (千円)	3,776,677	7,141,139	10,581,003
経常利益 (千円)	215,144	105,909	256,973
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	152,219	50,234	172,420
1株当たり当期純利益 (円)	39.03	12.44	40.36
総資産 (千円)	6,273,014	9,046,787	10,926,264
純資産 (千円)	318,068	872,406	1,045,976
1株当たり純資産額 (円)	80.74	203.33	243.86

- (注)1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。なお、第9期及び第10期については、金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 2021年12月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権 比率(%)	主要な事業内容
クリアルパートナーズ株式会社	14,000千円	100.0	不動産の投資販売・管理
合同会社RLSプロジェクト	100千円	-	不動産の投資
合同会社RLSプロパティ	100千円	-	不動産の投資

(注) 合同会社RLSプロジェクト、合同会社RLSプロパティは、実質的な支配力を有しているため、連結子会社としております。

## (7) 主要な事業内容

事業	事業内容
資産運用プラットフォーム事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産ファンドオンラインマーケット</li> <li>実物不動産への投資を通じた資産運用サービスの提供</li> <li>賃貸管理サービスの提供</li> <li>機関投資家や超富裕層向けの不動産投資サービスの提供</li> </ul>

(8) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

本社	東京都台東区
----	--------

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢
62名	3名増	39歳

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数の総数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年齢の計算には臨時従業員を含めております。

(10) 主要な借入先

借入先	金額
楽天信託株式会社	231,674
株式会社東日本銀行	226,428
東京シティ信用金庫	74,558
株式会社りそな銀行	60,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 15,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,272,000株

(3) 株主数 30名

### (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
徳山 明成	1,566,600	36.67
BRIDGE-C ADVISORY PTE. LTD.	780,000	18.26
横田 大造	396,600	9.28
金子 好宏	318,600	7.46
櫻井 聖仁	309,600	7.25
BRIDGE-C HOLDINGS PTE. LTD.	237,000	5.55
澁谷 賢一	78,000	1.83
Y'sキャピタル合同会社	60,000	1.40
古屋 和子	39,000	0.91
徳山 一晃	39,000	0.91
徳山 順子	39,000	0.91
徳山 仙吉	39,000	0.91

- (注)1. 2022年4月28日付の公募増資により、発行済株式の総数は、743,000株増加し、5,015,000株となりました。
2. 2022年5月10日付及び2022年6月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、徳山明成氏の所有株式数は、1,339,300株、株券等保有割合は26.71%と報告されております。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日		2019年7月23日	2019年7月23日
新株予約権の数		671個	627個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(注1)		普通株式 201,300株 (新株予約権1個につき300株)	普通株式188,100株 (新株予約権1個につき300株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払込みは要しない	新株予約権1個あたり 4,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり 13,000円 (1株あたり 44円)	新株予約権1個あたり 13,000円 (1株あたり 44円)
権利行使期間		2021年9月2日から 2029年9月30日まで	2021年9月2日から 2029年9月30日まで
新株予約権の行使の条件		(注)2	(注)3
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 363個 目的となる株式数 108,900株 保有者数 2名	-
	社外取締役	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 9,000株 保有者数 1名	-
	監査役	-	新株予約権の数 103個 目的となる株式数 30,900株 保有者数 2名
		第3回新株予約権	
決議年月日		2020年5月18日	
新株予約権の数		318個	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(注1)		普通株式95,400株 (新株予約権1個につき300株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり100,000円 (1株あたり 334円)	
権利行使期間		2022年6月2日から 2030年6月30日まで	
新株予約権の行使の条件		(注)4	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名	
	社外取締役	新株予約権の数 117個 目的となる株式数 35,100株 保有者数 1名	
	監査役	-	

(注) 1. 2021年12月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 第1回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1)新株予約権者が当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位（以下、「従業員等の地位」という）にある場合は、新株予約権行使時においても継続して従業員等の地位にあるときに限り、他の新株予約権の行使の条件を充足している（行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。以下同じ）ことを条件に、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2)新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
- (3)新株予約権者は、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、以下に掲げる期間においてのみ、それぞれに定める割合を限度として、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、株式公開の日以降、取締役会において別途決議した場合は、下記①から④に定める期間及び割合に関わりなく、承認された新株予約権の個数につき行使することができるものとする。
  - ①株式公開の日の1年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた新株予約権の25%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）
  - ②株式公開の日の2年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた新株予約権の50%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）
  - ③株式公開の日の3年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた新株予約権の75%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）
  - ④株式公開の日の4年後の応当日以降 割当てを受けた新株予約権の全て
- (4)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- (5)新株予約権者が当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、嘱託社員（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者、アドバイザー又はコンサルタントに就いた場合には、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。
- (6)本要項の他の規定にかかわらず、新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、禁錮以上の刑に処せられた場合、当社若しくは当社の関係会社の社会的信用を害する行為その他当社若しくは当社の関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合、又は、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。

3. 第2回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1)新株予約権者が当社の業務委託先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、当社との間で協力関係の地位（以下、「社外協力者の地位」という）又は当社の役員（取締役又は監査役）の地位にある場合は、新株予約権行使時においても継続して社外協力者、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあるときに限り、他の新株予約権の行使の条件を充足している（行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。以下同じ）ことを条件に、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2)新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
- (3)新株予約権者は、株式公開の日以降においてのみ、新株予約権を行使することができるものとする。

- (4)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- (5)新株予約権者が当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、嘱託社員（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者、アドバイザー又はコンサルタントに就いた場合には、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。
- (6)本要項の他の規定にかかわらず、新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、禁錮以上の刑に処せられた場合、当社若しくは当社の関係会社の社会的信用を害する行為その他当社若しくは当社の関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合、又は、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。
4. 第3回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1)新株予約権者が当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位（以下、「従業員等の地位」という）にある場合は、本新株予約権行使時においても継続して従業員等の地位にあるときに限り、他の本新株予約権の行使の条件を充足している（行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。以下同じ）ことを条件に、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (2)新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
- (3)新株予約権者は、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、以下に掲げる期間においてのみ、それぞれに定める割合を限度として、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、株式公開の日以降、取締役会において別途決議した場合は、下記①から②に定める期間及び割合に関わりなく、承認された新株予約権の個数につき行使することができるものとする。
- ①株式公開の日の1年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた新株予約権の50%に相当する数（1個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てる）
- ②株式公開の日の2年後の応当日から起算して1年間 割当てを受けた新株予約権の全て
- (4)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- (5)新株予約権者が当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、嘱託社員（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者、アドバイザー又はコンサルタントに就いた場合には、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。
- (6)本要項の他の規定にかかわらず、新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、禁錮以上の刑に処せられた場合、当社若しくは当社の関係会社の社会的信用を害する行為その他当社若しくは当社の関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合、又は、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。
5. 第1回新株予約権、第3回新株予約権には、取締役就任前に当社従業員として付与された新株予約権が含まれています。
6. 株式上場日より起算して、180日を経過する日までの間は、ロックアップ期間としております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	区分	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	横田 大造		
取締役副社長	金子 好宏		管理本部長 指名報酬委員
取締役	太田 智彬		サービスデベロップメント部長
取締役	山中 雄介		投資運用部長
取締役会長	徳山 明成		Developer Group Pte Ltd Director BRIDGE-C HOLDINGS PTE. LTD. Director
取締役	村上 未来	【社外】 【独立】	指名報酬委員 株式会社somebuddy代表取締役 INCLUSIVE株式会社社監査役 株式会社ユーグレナ取締役監査等委員
取締役	定形 哲	【社外】 【独立】	指名報酬委員
取締役	永見 世央	【社外】 【独立】	ラクスル株式会社取締役CFO 株式会社CAMPFIRE社外取締役
常勤監査役	本多 一徳	【社外】 【独立】	本多一徳公認会計士税理士事務所代表 クリアルパートナーズ株式会社社監査役
監査役	佐藤 知紘	【社外】 【独立】	西村あさひ法律事務所パートナー
監査役	広野 清志	【社外】 【独立】	株式会社ワイドブレイン代表取締役 タグピク株式会社監査役 株式会社クリエイターズマッチ監査役 株式会社セルム監査役 マルシェ株式会社社監査役 株式会社財務設計代表取締役

(注)1. 監査役の本多一徳および広野清志の各氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 取締役の徳山明成氏が兼職しているBRIDGE-C HOLDINGS PTE. LTD.は当社株式の5.55%を保有する大株主です。Developer Group Pte Ltdと当社の間には、重要な関係はありません。
3. 取締役の村上未来および永見世央の各氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
4. 監査役の本多一徳が兼職しているクリアルパートナーズ株式会社は、当社の子会社であり、当社と同社との間には業務受託等の取引関係がありますが、当社と同社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はありません。また、同氏が代表を務める本多一徳公認会計士税理士事務所および、佐藤知紘並びに広野清志の各氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
5. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と徳山明成、村上未来、定形哲、永見世央、本多一徳、佐藤知紘および広

野清志の各氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名報酬委員会の審議を経て、2022年4月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を以下のとおり定めております。

##### 1) 基本方針

当社の取締役（業務執行取締役）の報酬は、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るため、また、職務を適切に執行するインセンティブとして十分に機能するように、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬で構成しております。また、業務執行取締役を除く取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみ支払うこととしております。

##### 2) 基本報酬額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、業績、従業員給与とのバランス等を勘案し、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会の意見も踏まえたうえで、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会で決定するものとしており、その具体的内容の決定については代表取締役社長に委任することとしております。

##### 3) 業績連動報酬額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、前事業年度の連結損益計画における親会社株主に帰属する当期純利益の達成度合いに応じて定量評価を行い、指名報酬委員会の意見も踏まえたうえで、月例の固定報酬に加算することで支給するものとしております。なお、業績連動報酬は最大で基本報酬の40%を目安としております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2021年12月1日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬の額は、2021年12月1日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社が各取締役を支給する報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長横田大造は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定することとしております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、代表取締役社長は、当該決定にあたっては、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会からの答申内容を尊重するものとしております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち 社外取締役)	66,600 (6,000)	66,600 (6,000)	—	—	8 (3)
監査役 (うち 社外監査役)	9,000 (9,000)	9,000 (9,000)	—	—	3 (3)

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑥ 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては13頁「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	村上 未来	当事業年度に開催した取締役会20回と指名報酬委員会3回の全てに出席し、上場会社の最高財務責任者としての経験と公認会計士としての高度な専門知識と豊富な経験から、また指名報酬委員会委員長として、取締役の報酬水準策定等において意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行なうなど、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を行なう適切な役割を果たしております。
取締役	定形 哲	当事業年度に開催した取締役会20回と指名報酬委員会3回の全てに出席し、銀行および事業会社での豊富な経験から、大所高所に立った見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行なうなど、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を行なう適切な役割を果たしております。
取締役	永見 世央	当事業年度に開催した取締役会には、20回中19回に出席し、CFOとしての豊富な経験と幅広い知見から、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行なうなど、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を行なう適切な役割を果たしております。
監査役	本多 一徳	当事業年度に開催した取締役会20回と監査役会18回の全てに出席し、公認会計士としての高度な専門知識と豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行なっております。また、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行なっております。
監査役	佐藤 知紘	当事業年度に開催した取締役会20回と監査役会18回の全てに出席し、弁護士として法務全般についての幅広い知見から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行なっております。また、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行なっております。
監査役	広野 清志	当事業年度に開催した取締役会20回と監査役会18回の全てに出席し、公認会計士としての内部統制および社内管理体制の構築についての幅広い知見から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行なっております。また、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行なっております。



## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,300千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	29,300千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、前年度の監査内容及び当年度の監査方針等について確認を行い、監査日数及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等が相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき同監査役会が会計監査人を解任いたします。その場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- (a) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (ア) 当社は、コンプライアンス規程、それを実施するためのマニュアル並びにコンプライアンス・プログラムを策定し、当社グループの役職員による法令及び定款並びに社内規程の遵守徹底を図る。
  - (イ) 当社は、当社グループにおける関係諸法令の改正等の把握及びその遵守の徹底を図るために、全社コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンス体制の整備を促進するとともに、当社内各部署の職務分掌及び当社グループ会社の管理者を明確にする。
  - (ウ) 当社は、反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、法的対応を含め、毅然と対応するものとし、当社グループにおいて、その徹底を図る。
- (b) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役会議事録及び稟議決裁書等、当社取締役の職務の執行に係る重要文書は、当社の取締役会規程及び文書管理・情報管理に関する社内規程に従い、法定の保存期間に対応した保存期間及び保存責任部署を定め、必要に応じて閲覧に供せる体制とする。
- (c) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (ア) 当社は、リスク管理委員会を設置して当社グループの損失に結びつく信用リスク、事業投資リスク、市場リスク、災害リスク等様々な社内内外のリスクを識別・分類し、それぞれについての対応手順と主管部署を定め、当社グループの損失発生を防ぐとともに発生時の損失極小化を図る。
  - (イ) 対応手順については、不断にその実効性を確認・改善するとともに、事業環境の変化に伴って当社グループに新たなリスクが生じる場合には、速やかにこれに対応する責任者、主管部署等を定める。
- (d) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (ア) 当社は、当社の取締役の役割分担、社内各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定のルールを明確に定める。
  - (イ) 当社は、取締役会で決議すべき重要事項は取締役会規程に明定し、それに準ずる重要事項・分野の審議もしくは決定を行う機関として、経営会議の他、それぞれに対応する審議会あるいは委員会を設置する。また、取締役会に報告すべき事項も取締役会規程に明定し報告せしめる。

- (ウ) 当社は、当社グループ会社の管理運営体制を統轄する部署を設置し、当社グループ会社の経営の健全性確保に努める。
- (エ) 当社グループの経営方針は、当社の統括部署により速やかにこれを当社グループ会社に知らしめるとともに、他の口頭及び文書による方法も加えて、当社グループの役職員への浸透に努める。
- (オ) 当社は、連結ベースでの経営計画を策定し、経営目標及び経営指標を当社グループで共有し、グループ経営を推進する。
- (e) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、並びに、当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制
  - (ア) 当社は、関係会社管理規程において、当社グループ会社を主管する管理者を必ず定めることとする。管理者は重要事項について、当社グループ会社に対し事前協議を求め、事業年度報告及び営業活動報告等について当社への定期的な報告を義務付ける。
  - (イ) 当社は、連結財務報告に係る内部統制評価の観点からも、当社グループ会社の業務プロセスの検証・整備を図る。
  - (ウ) 当社内部監査室は、当社グループ会社の内部監査を実施し、業務の適正を検証する。
- (f) 当社及び子会社における当社監査役への報告に関する体制
  - (ア) 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、コンプライアンス委員会等を通じて、定期的に当社監査役に対して報告する。
  - (イ) 当社内部監査室は監査終了の都度、内部監査の結果を当社監査役に報告することとする。
  - (ウ) 当社監査役は、必要に応じて、会計監査人、当社取締役もしくはその他の者に対して報告を求めることができる体制とする。
- (g) 当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報制度等（当社監査役等への報告も含む）を通じて報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (h) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (ア) 当社は、監査役監査の効率性及び適正性に留意しながら、必要と認める費用を支出する。
  - (イ) 当社監査役は当社取締役会に出席して、必要に応じて意見を述べ、当社経営会議その他の重要な会議にも出席して重要事項の審議ないし報告状況を直接認識できる体制とする。

(ウ) 当社代表取締役は当社監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 業務の適正性を確保するための体制の運用状況

(a) コンプライアンスに関する取組み

代表取締役社長、常勤取締役、法務コンプライアンス部長及び管理本部長で構成された全社コンプライアンス委員会を定期的に開催し、当社グループのコンプライアンス上の課題を整理・抽出し、改善活動を実施しております。加えて、取引先についての反社チェックを徹底し、反社会的勢力排除の徹底を図っております。

(b) リスク管理に関する取組み

代表取締役社長、常勤取締役、法務コンプライアンス部長及び各部門リスク管理責任者で構成されたリスク管理委員会を定期的に開催し、当社グループが直面するリスクについて整理・抽出し、その対策を提示し改善活動を実施しております。

(c) 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に関する取組み

毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行の報告を徹底するとともに、業務執行の意思決定及びその監督を有効に行っております。また、3名の社外取締役を選任し、独立的・客観的立場から取締役会に対する監督を行うとともに、豊富な知識と経験に基づき、業務執行に関して適切な助言・提言を行っております。

(d) 内部監査に関する取組み

代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、法令順守や内部統制の整備・運用状況等について継続的に監査を実施しております。また、監査結果及び改善状況を代表取締役及び取締役会に報告するほか、監査役に報告した上で連携を図るなど実効性を確保しております。

(e) 監査役の職務執行及び監査の実効性確保に関する取組み

監査役会を設置し、毎月1回の監査役会を開催し、監査に関する報告、協議、重要な事項の決議を行っております。また、全ての監査役が取締役会に出席するとともに、常勤監査役が投資委員会や全社コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、いずれも、必要に応じて意見を述べ、質疑を行うほか、重要書類及び稟議書等の閲覧を行っております。さらに、会計監査人及び内部監査担当と緊密に連携し、定期的な情報交換を行い監査の実効性と効率性を確保しております。

(注) 本報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,656,633</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,482,308</b>
現金及び預金	1,458,138	短期借入金	254,300
預託金	528,289	1年内償還予定の社債	583,200
売掛金	15,234	1年内返済予定の長期借入金	29,808
販売用不動産	7,469,677	未払法人税等	127,048
仕掛販売用不動産	3,547	転貸損失引当金	6,773
貯蔵品	5,613	クラウドファンディング預り金	565,818
その他	215,731	匿名組合出資預り金	7,528,060
貸倒引当金	△39,600	その他	387,299
<b>固定資産</b>	<b>1,269,631</b>	<b>固定負債</b>	<b>397,980</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,208,435</b>	長期借入金	308,552
建物及び構築物	769,156	転貸損失引当金	3,378
土地	483,086	その他	86,050
その他	30,557	<b>負債合計</b>	<b>9,880,288</b>
減価償却累計額	△74,364	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>5,847</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,040,904</b>
その他	5,847	資本金	379,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>55,347</b>	資本剰余金	279,000
投資有価証券	4,257	利益剰余金	382,904
繰延税金資産	28,912	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>855</b>
その他	22,177	その他有価証券評価差額金	855
		<b>新株予約権</b>	<b>2,696</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1,520</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,045,976</b>
<b>資産合計</b>	<b>10,926,264</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>10,926,264</b>

## 連結損益計算書

自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,581,003
売上原価	9,026,835
売上総利益	1,554,168
販売費及び一般管理費	1,240,468
営業利益	313,700
営業外収益	
受取利息	19
受取保険金	793
違約金収入	2,400
補助金収入	907
その他	487
合計	4,607
営業外費用	
支払利息	14,260
社債利息	34,823
減価償却費	6,652
その他	5,598
合計	61,335
経常利益	256,973
特別利益	
関係会社株式売却益	56,015
合計	56,015
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益	312,988
匿名組合損益分配金	46,771
税金等調整前当期純利益	266,217
法人税、住民税及び事業税	146,839
法人税等調整額	△53,463
当期純利益	172,841
非支配株主に帰属する当期純利益	421
親会社株主に帰属する当期純利益	172,420

## 連結株主資本等変動計算書

自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	379,000	279,000	210,483	868,483
当 期 変 動 額				
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			172,420	172,420
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	172,420	172,420
当 期 末 残 高	379,000	279,000	382,904	1,040,904

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	126	126	2,696	1,099	872,406
当 期 変 動 額					
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益					172,420
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	728	728	-	421	1,149
当 期 変 動 額 合 計	728	728	-	421	173,570
当 期 末 残 高	855	855	2,696	1,520	1,045,976

# 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

クリアルパートナーズ株式会社

合同会社RLSプロジェクト

合同会社RLSプロパティ

なお、ドムスレジデンシャルエステート株式会社については、所有株式の全てを売却したため、連結子会社でなくなりました。

## 2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社はありません。また関連会社は存在しないため該当ありません。

## 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、合同会社RLSプロジェクト、合同会社RLSプロパティの決算日は4月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

## 4 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

#### ② 棚卸資産

販売用不動産、仕掛販売用不動産

個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)



## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～26年

その他 2年～10年

### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 転貸損失引当金

サブリース期間の家賃保証にかかる損失に備えるため、過去の空室率を加味し、将来の損失見込額を計上しております。

## (4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、不動産への投資・資金調達・物件仕入・運用・売却といった不動産投資運用に係る一連のフローを行っており、個人投資家から機関投資家・超富裕層を顧客としております。

不動産の売却は、当社グループが所有する販売用不動産の販売をおこなっており、顧客との契約に基づき不動産の引き渡しを行う義務を負っております。履行義務は当該物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

不動産の運用は、投資家が所有する物件の賃貸管理業務、私募基金の組成から運用終了までの管理を行っており、顧客との契約で定められたサービスを提供する義務等を負っております。履行義務は、一定期間にわたり充足されるものであり、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

## (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

### 控除対象外消費税等の会計処理

販売用不動産に係る控除対象外消費税等は、取得原価に算入しております。

## (会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当該会計処理が連結計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 1 棚卸資産の評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用不動産	7,469,677	千円
仕掛販売用不動産	3,547	〃

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、販売用不動産等について每期正味売却価額をもとに評価を行い、期末における正味売却価額が帳簿価額よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、差額を売上原価として処理しております。

販売用不動産の正味売却価額の算定は、個別物件ごと、販売予定価格と近隣相場の動向などを調査するとともに、必要に応じ鑑定レポートを取得し慎重に検討しております。

今後の不動産市況や景気等の見通しには不確実性があり、当社グループに不利な状況が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において簿価の切り下げが必要となる可能性があります。

## 2 固定資産の減損

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,208,435	千円
無形固定資産	5,847	//

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損が生じている可能性を示す事象（減損の兆候）がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額の算定は、個別物件ごと、近隣相場の動向などを調査するとともに、必要に応じ鑑定レポートを取得し慎重に検討しております。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、当社グループの一部事業運営に影響を及ぼしており、一定の不確実性が存在するものの、翌連結会計年度以降に正常化に向かうと仮定しております。

今後の不動産市況や景気等の見通しには不確実性があり、当社グループに不利な状況が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

### (連結貸借対照表に関する注記)

#### 1 担保資産に供している資産及び担保に係る債務

##### (1) 担保に供している資産

販売用不動産	56,227千円	
建物及び構築物	709,774 //	(179,290千円)
土地	483,086 //	(72,354 // )
その他	12,069 //	(12,069 // )

上記のうち、()内書きはノンリコース債務に対応する担保資産を示しております。

##### (2) 担保に係る債務

短期借入金	254,300千円	
1年内返済予定の長期借入金	9,996 //	(9,996千円)
長期借入金	221,678 //	(221,678 // )

上記のうち、()内書きはノンリコース債務を示しております。

#### 2 保有目的の変更により有形固定資産208,513千円を販売用不動産に振替えております。なお、当該資産は当連結会計年度において売却しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	14,240	4,257,760	—	4,272,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

株式分割 (1 : 300) による増加 4,257,760株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

3 当連結会計年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く) の目的となる株式の種類及び数

普通株式 389,400株

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金 (主に銀行借入) を調達しております。余剰資金は安全で流動性の高い普通預金で運用し、短期的な不動産取引に関する決済資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

社債及び借入金は、主に不動産取得に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の

管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

## ② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

## ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、投資運用部からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月期の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	4,257	4,257	—
資産計	4,257	4,257	—
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期 借入金含む)	338,360	338,346	△13
負債計	338,360	338,346	△13

現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものは、注記を省略しております。

### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先中になが最も低いレベルに時価を分類しており

ます。

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、同様の新規借入を行った場合に想定される利率を用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### (収益認識に関する注記)

#### 1 収益の分解情報

当社グループは資産運用プラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位:千円)

CREAL	4,579,513
CREAL Partners	4,573,971
CREAL Pro	1,275,384
顧客との契約から生じる収益	10,428,869
その他の収益	152,134
外部顧客への売上高	10,581,003

(注)「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく賃貸収入等が含まれております。

#### 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

#### 3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益を理解するための情報

##### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の当連結会計年度の期首及び期末残高は次のとおりです。

(単位:千円)

	当連結会計年度 期首残高 (2021年4月1日)	当連結会計年度 期末残高 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	42,032	15,234
契約負債	2,145	6,206

契約負債は、主として不動産の売買契約に基づき顧客から受領した手付金等の前受金です。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に

含まれていた額は2,145千円であります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は39,322千円となり、不動産の運用に関するものであり、2年以内に収益を認識する予定であります。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記には、収益認識会計基準第80-22項を適用し当初に予想される契約期間が1年以内の契約、及び履行義務の充足から生じる収益を適用指針第19項に従って認識している契約を含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	243円86銭
1株当たり当期純利益	40円36銭

(注) 当社は2021年12月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(公募による新株式の発行)

当社は、2022年4月28日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。この上場にあたり、2022年3月25日及び2022年4月11日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2022年4月27日に払込が完了いたしました。

1 募集の方法	: 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)
2 発行する株式の種類及び数	: 普通株式 743,000株
3 発行価格	: 1株につき930円
4 引受価額	: 1株につき855.60円
5 資本組入額	: 1株につき427.80円
6 引受価額の総額	: 635,710千円
7 資本組入額の総額	: 317,855千円
8 払込期日	: 2022年4月27日
9 資金の使途	: 社債の償還、新規クラウドファンディング 案件の劣後出資に充当する予定であります。

## (社債の繰上償還)

当社は、2022年3月25日開催の取締役会において、2020年10月16日に発行した第19回無担保社債、2020年11月27日に発行した第21回無担保社債、2020年12月25日に発行した第22回無担保社債（以下「本社債」という。）の全部の繰上償還を決議し、2022年4月28日に実施いたしました。

### 1 繰上償還を行う理由

多様な資金調達手段を検討し、総合的に勘案した結果、引受先である有限会社ラ・バースと協議し、本社債を償還することといたしました。

### 2 繰上償還する社債の概要

#### (1) 第19回無担保社債

① 繰上償還額	: 82,200千円
② 繰上償還金額	: 額面100円につき金100円
③ 償還資金	: 自己資本による償還
④ 繰上償還による支払利息の年間 減少見込額	: 2,900千円

#### (2) 第21回無担保社債

① 繰上償還額	: 81,000千円
② 繰上償還金額	: 額面100円につき金100円
③ 償還資金	: 自己資本による償還
④ 繰上償還による支払利息の年間 減少見込額	: 2,150千円

#### (3) 第22回無担保社債

① 繰上償還額	: 420,000千円
② 繰上償還金額	: 額面100円につき金100円
③ 償還資金	: 自己資本による償還
④ 繰上償還による支払利息の年間 減少見込額	: 15,500千円

## (その他の注記)

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,124,564</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,155,845</b>
現金及び預金	1,072,720	短期借入金	197,100
預託金	528,289	1年内償還予定の社債	583,200
売掛金	13,368	未払金	123,277
販売用不動産	7,350,665	未払費用	32,755
仕掛販売用不動産	3,547	未払法人税等	92,913
貯蔵品	4,520	前受金	10,000
前渡金	76,718	預り金	5,908
前払費用	11,869	クラウドファンディング預り金	565,818
その他	102,464	匿名組合出資預り金	7,528,060
貸倒引当金	△39,600	その他	16,810
<b>固定資産</b>	<b>1,022,033</b>	<b>固定負債</b>	<b>49,202</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>944,720</b>	長期未払金	49,202
建物	567,532	<b>負債合計</b>	<b>9,205,047</b>
工具、器具及び備品	6,487	<b>(純資産の部)</b>	
土地	410,732	<b>株主資本</b>	<b>938,854</b>
減価償却累計額	△40,031	<b>資本金</b>	<b>379,000</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>3,391</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>279,000</b>
ソフトウェア	3,391	資本準備金	279,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>73,920</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>280,854</b>
関係会社株式	46,588	利益準備金	16,102
出資金	46	その他利益剰余金	264,752
長期前払費用	3,274	繰越利益剰余金	264,752
繰延税金資産	21,376	<b>新株予約権</b>	<b>2,696</b>
その他	2,635	<b>純資産合計</b>	<b>941,550</b>
<b>資産合計</b>	<b>10,146,598</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>10,146,598</b>

# 損益計算書

自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,735,853
売上原価		4,788,091
売上総利益		947,762
販売費及び一般管理費		771,238
営業利益		176,524
営業外収益		
受取利息	16	
業務受託収入	37,200	
違約金収入	2,400	
その他	880	40,497
営業外費用		
支払利息	2,606	
社債利息	34,823	
上場関連費用	4,028	
減価償却費	6,652	
その他	1,568	49,679
経常利益		167,342
特別利益		
関係会社株式売却益	81,601	81,601
税引前当期純利益		248,943
法人税、住民税及び事業税	103,089	
法人税等調整額	△12,004	91,085
当期純利益		157,857

## 株主資本等変動計算書

自 2021年 4 月 1 日  
至 2022年 3 月 31 日

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	379,000	279,000	279,000
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	379,000	279,000	279,000

(単位：千円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金			株 主 資 本 合 計		
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	16,102	106,895	122,997	780,997	2,696	783,693
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益		157,857	157,857	157,857		157,857
当 期 変 動 額 合 計	-	157,857	157,857	157,857	-	157,857
当 期 末 残 高	16,102	264,752	280,854	938,854	2,696	941,550

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～26年

工具、器具及び備品 2年～10年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### 3 重要な引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### 4 収益および費用の計上基準

不動産への投資・資金調達・物件仕入・運用・売却といった不動産投資運用に係る一連のフローを行っており、個人投資家から機関投資家・超富裕層を顧客としております。

不動産の売却は、当社が所有する販売用不動産の販売をおこなっており、顧客との契約に基づき不動産の引き渡しを行う義務を負っております。履行義務は当該物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点にお

いて収益を計上しております。

不動産の運用は、投資家が所有する物件の賃貸管理業務、私募ファンドの組成から運用終了までの管理を行っており、顧客との契約で定められたサービスを提供する義務等を負っております。履行義務は、一定期間にわたり充足されるものであり、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

## 5 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 控除対象外消費税等の会計処理

販売用不動産に係る控除対象外消費税等は、取得原価に算入しております。

### (会計方針の変更に関する注記)

#### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当該会計処理が計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	7,350,665	千円
仕掛販売用不動産	3,547	//

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」の内容と同一であります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	944,720	千円
無形固定資産	3,391	//

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

担保資産に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	530,483千円
土地	410,732 //

(2) 担保に係る債務

短期借入金	197,100千円
-------	-----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高	37,200千円
------------	----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	12,125千円
未払金等	2,677 //
未払事業税	4,965 //
匿名組合損益	1,235 //
その他	372 //
繰延税金資産合計	21,376千円
繰延税金資産純額	21,376千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等 の所有 (被所有 割合(%))	関連当 事者 との関 係	取引の 内容	取引金 額 (千円)	科目	期末残 高 (千円)
子会社	クリアルパートナーズ株式会社	東京都台東区	14,000	不動産の 投資・販 売・管理	(所有) 直接 100.0	管理業 務受託 (注)	業務受 託料	37,200	未収入 金	10,230

(注)業務受託料については、業務内容を勘案し契約により決定しております。

(収益認識に関する注記)

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	219円77銭
1株当たり当期純利益	36円95銭

(注) 当社は2021年12月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月3日

クリアル株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小川 伊智郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西口 昌宏  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クリアル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クリアル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年3月25日及び2022年4月11日開催の取締役会において、一般募集による新株式の発行を決議し、2022年4月27日に払込が完了している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年3月25日開催の取締役会において、社債全部の繰上償還を決議し、2022年4月28日に実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。



## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月3日

クリアル株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小川 伊智郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西口 昌宏

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クリアル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年3月25日及び2022年4月11日開催の取締役会において、一般募集による新株式の発行を決議し、2022年4月27日に払込が完了している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年3月25日開催の取締役会において、社債全部の繰上償還を決議し、2022年4月28日に実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月7日

クリアル株式会社 監査役会

常勤社外監査役 本多 一徳 ㊟

社外監査役 佐藤 知紘 ㊟

社外監査役 広野 清志 ㊟

以上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

クリアル株式会社

代表取締役社長 横田 大造

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2)変更案第2条は、目的事項の文言の整理を行うものであります。

(3)変更案第16条は条件の明確化を行うものであります。

(4)変更案第28条第3項及び第4項、第29条第2項は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(5)変更案第36条、第37条は、第6章に会計監査人の章を設け、所要の追加を行うものであります。

(6)変更案第39条は、現行定款第38条及び第39条の配当の基準日に係る事項をまとめたものであります。

(7)変更案第40条は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会でできるよう変更を行うものであります。併せて内容が重複する現行定款第7条及び第39条を削除するものであります。なお、会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。



## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>(目的)            第2条 (現行どおり)            1.~12. (現行どおり)            13. 旅館、ホテル、オフィス、介護施設等の管理運営及び<u>コンサルタント事業</u>            14. ゴルフ場、テニス場、スポーツ施設の経営及び<u>コンサルタント事業</u>            15.~23. (現行どおり)</p>	<p>(目的)            第2条 (現行どおり)            1.~12. (現行どおり)            13. 旅館、ホテル、オフィス、介護施設等の管理運営及び<u>コンサルティング業務</u>            14. ゴルフ場、テニス場、スポーツ施設の経営及び<u>コンサルティング業務</u>            15.~23. (現行どおり)</p>
<p>(自己の株式の取得)            第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第8条~第14条 (条文省略)</p>	<p>第7条~第13条 (条文省略)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)            第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(電子提供制度)  <u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  <u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第16条 (条文省略)  (議決権の代理行使)  <u>第17条</u> (現行どおり)  <u>2</u> 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第15条 (条文省略)  (議決権の代理行使)  <u>第16条</u> (現行どおり)  <u>2</u> 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第18条～第28条 (条文省略)</p>	<p>第17条～第27条 (条文省略)</p>
<p>(選任方法)  <u>第29条</u> (現行どおり)  <u>2</u> (現行どおり)  <u>3</u> &lt;新設&gt;    <u>4</u> &lt;新設&gt;</p>	<p>(選任方法)  <u>第28条</u> (現行どおり)  <u>2</u> (現行どおり)  <u>3</u> 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。  <u>4</u> 補欠監査役の選任決議の定足数等は、本条第2項の規定を準用する。</p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第30条 (現行どおり)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期) 第29条 (現行どおり)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、第28条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
第31条～第36条 (条文省略)	第30条～第35条 (条文省略)
<新設>	第6章 会計監査人
<新設>	<p>(選任) 第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<新設>	<p>(任期) 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>第6章 計算 第37条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算 第38条 (条文省略)</p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 (現行どおり) &lt;新設&gt;</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>3 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当) 第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>第40条 (条文省略)</p>	<p>第41条 (条文省略)</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(附則)</p> <p>1 現行定款第15条の削除及び変更案第14条の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
よこた だいぞう 横田 大造 (1976年4月9日生)  再任	2000年6月 アンダーセンコンサルティング株式会社（現 アクセンチュア株式会社）入社 2005年9月 オリックス株式会社入社 2007年12月 ラサールインベストメントマネージメント株式会社（現 ラサール不動産投資顧問株式会社）入社 2010年10月 株式会社新生銀行入社 2014年4月 ジャパン・シニアリビング・パートナーズ株式会社（現 ケネディクス不動産投資顧問株式会社）出向 投資運用部長 2017年4月 当社代表取締役社長（現任） 2017年5月 株式会社ブリッジ・シー・ホールディングス取締役	396,600 株
かねこ よしひろ 金子 好宏 (1975年1月7日生)  再任	2000年10月 中央青山監査法人入所 2005年11月 PwCトランザクションサービス株式会社（現 PwCアドバイザリー合同会社）入社 2014年12月 金子公認会計士事務所代表 2016年9月 当社取締役 2017年3月 当社取締役副社長（現任） 2017年5月 株式会社ブリッジ・シー・ホールディングス取締役 2017年10月 株式会社ブリッジ・シー・ホールディングス 代表取締役 2018年5月 株式会社オプティマスグループ取締役監査等委員（担当および重要な兼職の状況） 指名報酬委員 管理本部長	318,600 株
おおた ともあき 太田 智彬 (1987年7月14日生)  再任	2011年5月 ユナイティア株式会社入社 2011年10月 株式会社アイ・エム・ジェイ入社 2015年2月 株式会社リクルートテクノロジーズ入社 2018年7月 当社入社 2019年3月 当社取締役（現任）  (担当および重要な兼職の状況) サービスデベロップメント部長	6,600 株
やまなか ゆうすけ 山中 雄介 (1983年6月11日生)  再任	2008年4月 パシフィックマネジメント株式会社入社 2009年3月 パシフィックコマース株式会社転籍 2010年12月 ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社転籍 2018年11月 当社入社 2020年6月 当社取締役（現任）  (担当および重要な兼職の状況) 投資運用部長	一 株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
<p>とくやま あきなり 徳山 明成 (1978年3月15日生)</p> <p>再任</p>	<p>2001年4月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現ゴールドマン・サックス証券株式会社)入社 2005年3月 カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 2011年5月 当社設立代表取締役 2012年6月 Developer Group Pte Ltd 設立 Director (現任) 2012年7月 当社取締役退任 2012年7月 BRIDGE-C HOLDINGS PTE.LTD.設立 Director (現任) 2019年7月 当社取締役会長 (現任)</p> <p>(担当および重要な兼職の状況) Developer Group Pte Ltd Director BRIDGE-C HOLDINGS PTE.LTD. Director</p>	<p>1,566,600 株</p>
<p>むらかみ みらい 村上 未来 (社外取締役) (1977年6月19日生)</p> <p>再任</p>	<p>2000年10月 中央青山監査法人入所 2005年11月 PwCトランザクションサービス株式会社 (現PwCアドバイザリー合同会社) 入社 2006年11月 UBS証券会社 (現UBS証券株式会社) 入社 2009年11月 KPMGヘルスケアアジア株式会社入社 2012年11月 株式会社ユーザベース入社 2019年4月 株式会社somebuddy代表取締役 (現任) 2019年5月 当社取締役 (現任) 2019年7月 INCLUSIVE株式会社監査役 (現任) 2020年12月 株式会社ユーグレナ取締役監査等委員 (現任)</p> <p>(担当および重要な兼職の状況) 指名報酬委員 株式会社somebuddy代表取締役 INCLUSIVE株式会社監査役 株式会社ユーグレナ取締役監査等委員</p>	<p>— 株</p>
<p>さだかた さとし 定形 哲 (社外取締役) (1951年8月20日生)</p> <p>再任</p>	<p>1974年4月 株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1996年5月 株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 市ヶ谷支店長 1999年12月 株式会社東京三菱証券 (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 出向 取締役 2002年6月 株式会社東京三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) シンガポール支店長 2006年5月 株式会社電通国際情報サービス執行役員 2020年2月 当社取締役 (現任)</p> <p>(担当および重要な兼職の状況) 指名報酬委員</p>	<p>— 株</p>

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
ながみ よう <b>永見 世央</b> (社外取締役) (1980年8月11日生)  再任	2004年4月 みずほ証券株式会社入社 2006年8月 カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 2013年9月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2014年4月 ラクスル株式会社入社 2014年10月 ラクスル株式会社 取締役CFO (現任) 2020年3月 当社取締役 (現任) 2020年12月 株式会社CAMPFIRE社外取締役 (現任)  (担当および重要な兼職の状況) ラクスル株式会社取締役CFO 株式会社CAMPFIRE社外取締役	一 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 徳山明成氏の所有株式数は、2022年5月10日付及び2022年6月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、1,339,300株と報告されております。
3. 村上未来氏、定形哲氏および永見世央氏は、社外取締役候補者であります。当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、永見世央氏が取締役を務めるラクスル株式会社に対して名刺等印刷物の発注を行っておりますが、その金額は僅少であり、独立性への影響はないと判断しております。
4. 村上未来氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、上場会社での最高財務責任者としての経験と、公認会計士としての高度な専門知識と豊富な経験を有していることから、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 定形哲氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、銀行及び事業会社での豊富なリスク管理業務の経験を有していることから、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 永見世央氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、CFOとしての豊富な経験と幅広い知見を有することから、当社の経営に対しての有用な指摘、意見を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 村上未来氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年1か月となります。
8. 定形哲氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年4か月となります。
9. 永見世央氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年3か月となります。
10. 当社と徳山明成氏、村上未来氏、定形哲氏、永見世央氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。各氏が再任された場合、当社は各氏と上記契約を継続する予定であります。
11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を当社が保険料の全額を負担して保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が再任された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。補欠監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とし、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
にしい ひでとも 西井 秀朋 (社外監査役) (1971年9月16日生)	1995年11月 指吸会計センター株式会社入社 2003年4月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 2003年6月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 2005年7月 KPMG税理士法人 2012年11月 西井秀朋公認会計士・税理士事務所 2015年4月 アクセルパートナーズ株式会社代表取締役(現任) 2015年12月 投資法人みらい監督役員(現任)  (担当および重要な兼職の状況) アクセルパートナーズ株式会社代表取締役 投資法人みらい監督役員	一 株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西井秀朋氏は、補欠の社外監査役候補者であり、就任した場合、当社は西井秀朋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 西井秀朋氏は、公認会計士・税理士および経営者としての豊富な経験を有していることから、当社の経営に対するの有用な指摘、意見が期待できるものと考え、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 西井秀朋氏が就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を当社が保険料の全額を負担して保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。西井秀朋氏が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

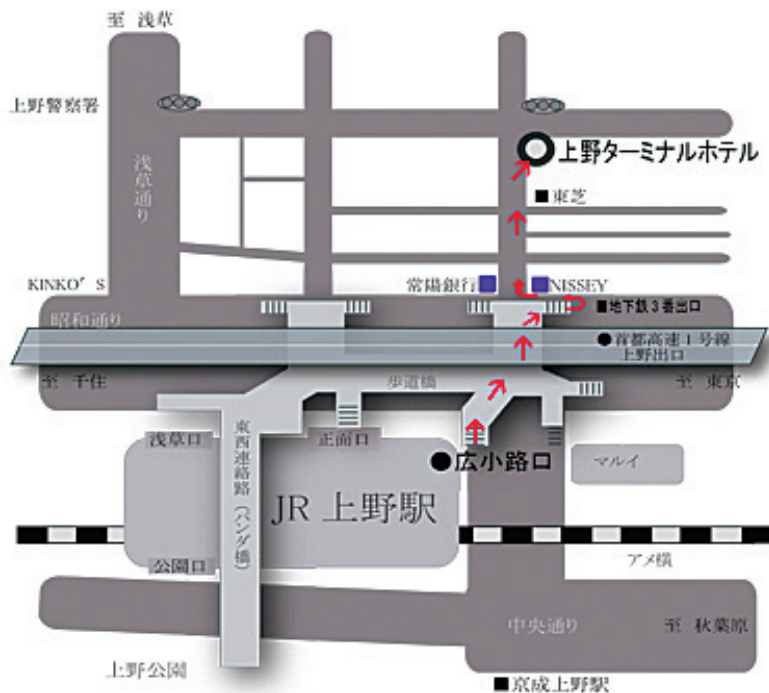


# 定時株主総会会場案内図

会場 東京都台東区東上野 2-21-11

上野ターミナルホテル 会議室

電話 03-3831-1110



- JR上野駅広小路口から 徒歩3～4分
- 地下鉄日比谷線・銀座線上野駅3番出口から 徒歩2分
- 京成上野駅から 徒歩6分

◆お土産のご用意はございません。